

# 一般用医薬品販売制度定着状況調査について（結果概要）

平成22年6月  
医薬食品局総務課

## 1. 調査の目的

改正薬事法の趣旨を踏まえ、新たな販売制度の実効性を確保するため、一般消費者の立場から改正法の定着状況を点検・調査することにより、医薬品販売の適正化を図るもの。

## 2. 調査内容

(1) 及び(2)について、株式会社インテージリサーチが請負により実施。

### (1) 薬局・店舗販売業の店舗に関する調査

一般消費者としての調査員により、全国3,991件の薬局・店舗販売業者（以下「薬局等」という。）の店舗を訪問し、改正薬事法による新たな販売制度に係る事項を中心に、店舗の状況等について調査を実施した。調査期間は、平成22年1月～3月上旬。

(主な調査項目)

- ① 医薬品のリスク分類別の陳列状況
- ② 店舗における情報提供、相談対応の状況<sup>(\*)</sup> 等

(\*) 第1類医薬品であれば文書を用いた情報提供の状況、第2類・第3類医薬品であれば相談応需の状況等

### (2) その他

#### ① 郵便等販売に関する調査

一般用医薬品の郵便等販売10件を対象とし、第1類医薬品・第2類医薬品の販売状況を調査した。

#### ② 配置販売に関する調査

調査員の中から配置販売利用者を抽出し、調査期間中に配置販売業者の訪問を受けた事案（16件）について、陳列状況、相談対応の状況等を調査した。

## 3. 調査結果

別紙のとおり。

## 4. 今後について

今回の調査結果については、都道府県等に情報提供し、薬事監視等に活用する予定。

また、平成22年度も、引き続き、調査手法等に改善を加えつつ同様の調査を実施することにより、継続的に現場の実態把握を行い、制度の定着を促す予定。

## (別紙) 主な調査結果

### (1) 薬局・店舗販売業の店舗に関する調査

#### ① 医薬品の陳列状況：

・第1類医薬品は、購入者が直接手を触れることができない陳列となっていたか：  
なっていた 97.6% / なっていなかった 2.4%

・リスク分類別に陳列されていたか：

(第1類医薬品の取扱がある薬局等)

リスク分類別に区分されていた 57.2% /

第1類医薬品のみ明確、他は曖昧 32.1% / 不明瞭 10.8%

(第1類医薬品の取扱がない薬局等)

リスク分類別に区分されていた 53.5% / 曖昧・不明瞭 46.5%

#### ② 店舗従事者は名札をつけていたか： 全員つけていた 62.5% /

全員がつけていたが裏返っている人がいた 1.4% /

名札をつけている人とつけていない人がいた 8.0% /

全員が名札をつけていなかった 28.1%

#### ③ 第1類医薬品購入時の情報提供者：

薬剤師 70.4% / 登録販売者 3.3% / 一般従事者 2.9% / 名札未着用等のため不明 23.4%

#### ④ 第1類医薬品について、購入前に説明はあったか：

文書を用いて詳細な説明があった 50.5% /

文書を渡されたが詳細な説明がなかった 7.1% /

口頭のみでの説明だった 22.5% /

説明自体なかった 19.8%

#### ⑤ 第2類・第3類医薬品に係る相談時の情報提供者：

薬剤師 17.9% / 登録販売者 31.3% / 一般従事者 7.8% / 名札未着用等のため不明 42.9%

#### ⑥ 第2類・第3類医薬品に係る相談に対し、適切な回答があったか：

適切な回答があった 88.2% / 適切な回答がなかった 11.8%

### (2) 郵便等販売に関する調査

調査対象10件中6件において、調査員は、本来、郵便等販売では購入できないにもかかわらず<sup>(\*\*)</sup>、第1類医薬品又は第2類医薬品を購入することができた。

(\*\*) 薬局等は、第1類医薬品・第2類医薬品を郵送等販売することはできない(第2類医薬品の場合、離島居住者・継続使用者を除く)。今回、調査員は離島居住者・継続使用者ではないという条件で調査を実施。

### (3) 配置販売に関する調査

① 医薬品の陳列状況： リスク分類別に陳列 14 / 不明瞭 2 (16件中。以下同じ。)

② 相談に対する回答： 適切 14 / 不適切 2